

職員の給与に関する報告

職員の給与に関する報告

本委員会は、人事院と共同で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和2年職種別民間給与実態調査」において特別給等に関する調査を先行して実施した。その調査結果に基づき、本年10月30日、職員の特別給の支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行った。

その際、月例給に関しては、本年8月17日から9月30日までの期間に実施した調査の結果に基づき、4月分の給与について公民較差を算出し、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところである。

今般、月例給に関する調査が完了し、結果を取りまとめたことから、本報告を行うものである。

1 職員給与の状況について

令和2年4月分の職員の平均給与月額が383,238円で、昨年に比べ1,722円(0.4%)減少しており、このうち、行政職の職員の平均給与月額は352,926円で、昨年に比べ1,810円(0.5%)減少している。

これは、昨年に比べ平均年齢が低下したこと及び平成27年4月の給与制度の総合的見直しに係る給料の経過措置額^(注)が令和2年3月31日に終了したこと等による。(職員の給与等に関する報告及び勧告(令和2年10月30日)参考資料第7表)

(注) 経過措置額

現に受ける給料月額が、平成27年3月31日に受けていた給料月額(以下「切替前給料月額」という。)に達しない職員に支給される、その者の受ける給料月額と切替前給料月額との差額に相当する額。

2 民間給与の状況について

職種別民間給与実態調査の調査人員

調査実人員	初任給関係	左記以外	うち行政職相当職種
3,880人	224人	3,656人	3,655人

本委員会は、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所231のうちから層化無作為抽出法^(注)により抽出した128事業所を対象に「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。(参考資料第1表)

月例給に関する調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,655人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を調査した。

月例給に関する調査の完了率は、先行して実施した特別給等に関する調査に引き続き民間事業所からの格段の理解と協力を得て、90.6%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

(注) 層化無作為抽出法とは、特定の条件でグループ(層)を作成し、それぞれの層から無作為に対象を抽出する方法。民間給与実態調査においては、「産業」「企業規模」「組織」を基準として層を作成し、各層から一定数の事業所を無作為に抽出し、調査対象としている。

(1) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で39.3% (昨年48.8%)、高校卒で42.5% (同48.8%) となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で42.8% (同45.8%)、高校卒で37.6% (同46.6%)、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で57.2% (同54.2%)、高校卒で62.4% (同53.4%) となっている。(参考資料第5表)

(2) 給与改定の状況

一般の従業員(係員)の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は34.8% (昨年43.8%)、ベースアップを中止した事業所の割合は13.3% (同12.2%) となっている。

また、一般の従業員(係員)の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は84.6% (同95.2%)、定期昇給を中止した事業所の割合は7.2% (同3.8%) であった。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合が17.3% (同19.6%)、減額となっている事業所の割合が16.0% (同7.0%) となっている。

民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係員	34.8 (43.8)	13.3 (12.2)	1.0 (0.8)	50.9 (43.2)
課長級	27.1 (35.8)	15.1 (15.9)	1.0 (0.8)	56.8 (47.5)

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
2 () 内の数字は、今年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
		昨年に 比べ増額	昨年に 比べ減額	昨年と 変化なし			
係員	91.8 (99.0)	84.6 (95.2)	17.3 (19.6)	16.0 (7.0)	51.3 (68.6)	7.2 (3.8)	8.2 (1.0)
課長級	86.4 (91.1)	75.7 (87.3)	15.9 (19.4)	11.7 (6.0)	48.1 (61.9)	10.7 (3.8)	13.6 (8.9)

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
2 () 内の数字は、今年の割合である。

3 人事院報告の概要

人事院は、本年10月28日に、国会及び内閣に対して一般職の国家公務員の給与について報告したが、その概要は別紙のとおりである。

4 月例給に関する職員給与と民間給与との比較

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を対比させ、精密に比較

(ラスパイレス方式) を行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与358,043円に対して職員給与は357,983円であり、職員給与が60円(0.02%)下回っている。(職員の給与等に関する報告及び勧告(令和2年10月30日)参考資料第17表)

職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較差 A-B ((A-B)/B×100)
358,043円	357,983円	60円(0.02%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

5 本年の月例給の改定方針

本年の民間事業所の給与等の状況をみると、定期昇給について中止や昇給額が減額となっている事業所の割合が昨年より増加していること等一部悪化の傾向が見られるものの、約5割の事業所は昇給額が昨年と比べて変化がないなど、全体としては昨年から大きな状況の変化はないものと考えられる。

このような状況の中で、本年4月分の給与について、職員給与と職種別民間給与実態調査に基づく民間給与を比較すると、前記4のとおり、職員給与が民間給与を60円(0.02%)下回っているものの、ほぼ均衡している。

よって、本年については、公民較差が極めて小さいことから、月例給の改定を行わないこととする。

令和2年人事院報告の概要

報告の骨子

○ 今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差(△0.04%)が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

1 民間給与との比較

約 12,000 民間事業所の約 43 万人の個人別給与を実地調査 (完了率 80.2%)

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △164 円 △0.04%

[行政職(一)…現行給与 408,868 円 平均年齢 43.2 歳]

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

(参考)ボーナスの改定(令和2年10月7日勧告)

民間の支給割合(4.46月)との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映